



駿府と今川氏

第 8 回

今川氏親の治世と「今川仮名目録」

守護大名から

戦国大名への飛躍

普通、今川家六代目の義忠までを守護大名段階として捉え、七代目の氏親からは戦国大名に転化したと理解している。氏親登場の時代がちょうど一四八〇年代終わりから九〇年代初めにかけての時期にあたり、その頃全国的に戦国時代に突入しており、「戦国時代の大名だから戦国大名」という解釈も成り立つことは確かである。

しかし、そうした消極的理由ではなく、氏親の場合「こういうことをやったから戦国大名段階に進んだ」という積極的な理由があった。その一つが検地である。

古代末期からこの頃まで、土地制度の仕組みの基本は荘園制だった。京都の有名な公家や大きな寺社が領主となっていた荘園が各地にあり、守護大名段階では、守護請とか半済とか地下中分などによって、少しずつ荘園への侵略は進めていたが、それを全否定するまでには至らなかった。

それが、氏親のときから徐々に領内に検地を行い、土地の一元的支配を進めているのである。荘園

制を否定し、荘園領主の土地だったところを家臣たちに知行地として与え始めた意味は大きかった。

分国法としての

「仮名目録」制定

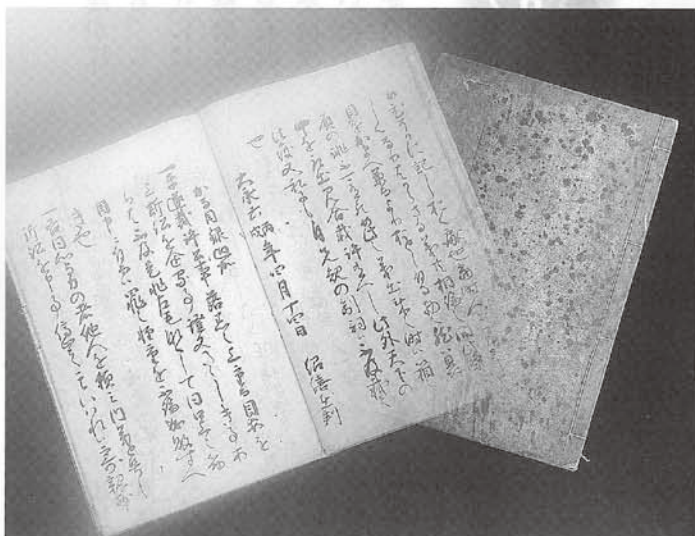
足利尊氏が室町幕府を開いたとき、「建武式目」という名前の法令を制定した。その後、必要に応じてその追加が制定され、「建武以来追加」という形で全国法として機能していたのである。

ところが、応仁・文明の乱以降、室町幕府の権威が失墜し始めたため、各地の戦国大名の中から、自分の領国（これを分国といった）にだけ通用する法律を制定する者が現れた。周防大内氏の「大内家壁書」、奥州伊達氏の「塵芥集」などが有名で、これを分国法とか戦国国家法と呼んでいる。

大永六年（一五二六）四月十四日に、氏親によって制定された「今川仮名目録」は、制定された時期も早く、また全文三十三条からなる条文も完成度が高く、今日、十数種の存在が確認されている分国

法の中でも特に注目されるものとなっている。

氏親がこの「今川仮名目録」を制定した意図については、自分の死期が近いことを悟り、まだ若い氏輝に「判例」のような形として残しておきたいという思いがあったものと思われるが、もう一つ、室町幕府―將軍―守護という従来のつながりを否定し、独立した権力として分国を維持しようとする決意が込められていたという側面もあったはずである。



▲今川家の分国法「今川仮名目録」（小和田哲男氏 蔵）

撮影：水野 茂